

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令要綱

- 一 平成二十一年度における恩給改定率を定めること。（第一条関係）
- 二 平成二十一年十月分から平成二十三年九月分までの普通扶助料（实在職年六年未満）の最低保障額及び傷病者遺族特別年金の遺族加算額を定めること。（第二条関係）
- 三 この政令は、平成二十一年四月一日から施行すること。（附則関係）